

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 30 日

関係団体担当理事等 各位

国土交通省海事局
検査測度課長 沖本 憲司

令和 8 年熊本地震に伴う船舶検査等の取扱いについて

令和 8 年 7 月 28 日に発生した熊本地震に伴い、現場の状況を鑑み、船舶検査等について下記のとおり対処することとしましたのでお知らせします。

なお、御不明な点は、当課又は最寄りの地方運輸局等までご相談ください。

記

1. 適用対象

被災地を主な受検地とする船舶等に係る事務

2. 適用期間

令和 8 年 7 月 29 日から令和 9 年 7 月 28 日まで

3. 対応官庁

被災地の船舶の所在地を管轄する地方運輸局等での対応の困難が予想されるため、被災地を主な受検地とする船舶等に係る事務について、令和 8 年 7 月 29 日から令和 9 年 7 月 28 日までの間、管轄以外の地方運輸局等でも対応致します。

4. 対処事項

(1) 船舶検査等の申請

船舶検査等に係る申請について、申請者の被災により通常の申請が困難な場合、FAX やメール等による申請や添付書類の一部省略を認めることとします。後日、正式な申請書の提出及び手数料等の納付をお願い致します。

(2) 船舶検査証書等の有効期間の延長

令和 8 年 7 月 29 日から令和 9 年 7 月 28 日の間に有効期間が満了する船舶検査証書等について、被災のため船舶検査の受検が困難な場合、有効期間が満了する日の翌日から起算し

て3ヶ月の延長を行います。なお、当該有効期間の延長に伴う事務手続きは、延長された当該期間内に行うことで差し支えありません。

(3) 定期的検査時の処理

被災のため受検が困難な船舶等については、現認や写真、電話等により船舶等の現状が良好であることを確認のうえ検査合格として終了したうえで、終了日の翌日から起算して6ヶ月後に臨時検査の指定とすることが可能です。

(4) 船舶検査受検中船舶等の取扱い

被災地にて船舶検査受検中である船舶等については、九州運輸局又は熊本運輸支局から委嘱手続き等の処理を行いますので、九州運輸局又は熊本運輸支局へお問い合わせください。

(5) 登録測度に関する実施事項

令和8年7月29日から令和9年7月28日の間に検認期日が到来する船舶国籍証書について、被災のため検認又は検認期日延期の手続きが困難な船舶については、船舶国籍証書の検認期日の変更を行い、3ヶ月間延長を行います。